

第75号議案

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月2日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

集合住宅への直結直圧給水方式の導入拡大を図ることに伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

芦屋市水道事業給水条例（平成9年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（構造及び材質）</p> <p>第5条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>（工事の申込み）</p> <p>第6条 給水装置の新設工事，増設・改造工事，修繕工事(水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、水道事業管理者(<u>水道事業管理者の権限を行う市長。以下「管理者」という。</u>)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（特別な場合における分担金の計算）</p> <p>第34条 （略）</p>	<p>（構造及び材質）</p> <p>第5条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>（工事の申込み）</p> <p>第6条 給水装置の新設工事，増設・改造工事，修繕工事(水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、水道事業管理者(<u>管理者の権限を行う市長。以下「管理者」という。</u>)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（特別な場合における分担金の計算）</p> <p>第34条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 集合住宅及び住宅団地の分担金は、子メーターがある場合は子メーターの口径により、子メーターがない場合は各戸（箇所）の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸（箇所）ごとに計算した分担金の合計額と親メーターに対応する分担金とを比較し、そのいずれが多い方の額とする。</p>	<p>2 集合住宅及び住宅団地<u>で受水槽がある場合</u>の分担金は、子メーターがある場合は子メーターの口径により、子メーターがない場合は各戸（箇所）の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸（箇所）ごとに計算した分担金の合計額と<u>受水槽以前に取り付けている親メーター</u>に対応する分担金とを比較し、そのいずれが多い方の額とする。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市水道事業給水条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

集合住宅への直結直圧給水方式の導入拡大を図ることに伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 集合住宅において採用する直結直圧給水方式の施工方法として、新たに「親子メーター設置型」での施工を認めようとするに伴い、今後、親メーターと子メーターが共に設置されている場合であっても受水槽を持たないケースが生じることから、分担金の計算の規定のうち受水槽に係る文言を削る。

(第34条関係)

- (2) 水道法施行令の改正に伴う引用条項の整理 (第5条関係)

- (3) その他規定の整理

#### 3 施行期日

公布の日

芦屋市給水装置工事施行基準の改訂について

集合住宅において直結直圧給水方式（受水槽が不要な方式）を採用する場合，既定の芦屋市給水装置工事施行基準では図1（並列設置型）の形態のみとしていたが，直結直圧給水方式の導入拡大を図るため，図2（親子メーター設置型）の形態についても施工を認めることとする。

これにより各系統での水圧低下の軽減や施工性の向上が見込まれ，受水槽設置費や維持管理費等の水道使用者側の負担を軽減することができる。

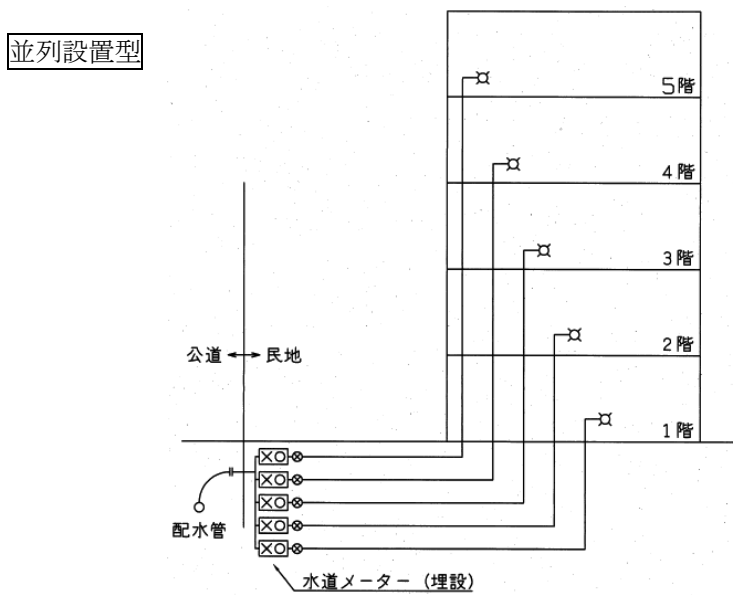


図1. 1階部分に各メーターを設置する場合の系統例

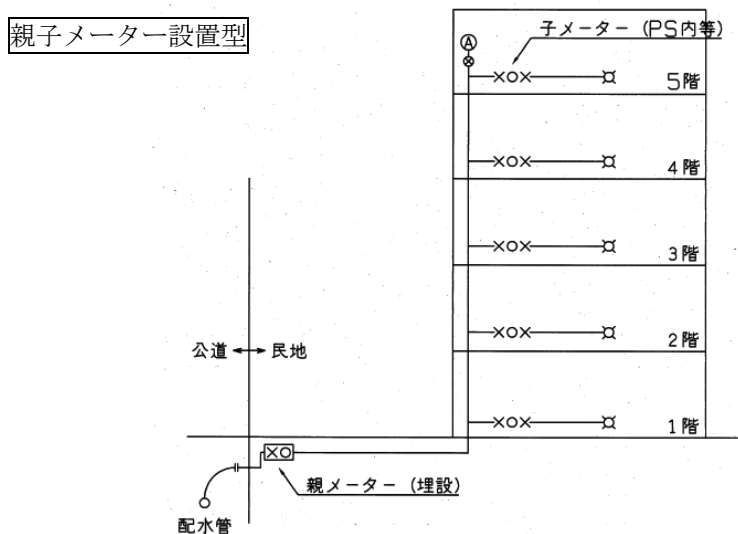


図2. 1階部分に親メーターを設置する場合の系統例

水道法施行令新旧対照表抜粋（令和元年10月1日施行分）

改正後	改正前
<p><u>（法第11条第2項に規定する給水人口の基準）</u>  <u>第4条 法第11条第2項に規定する政令で定める基準は、給水人口が5千人であることとする。</u></p> <p>第5条（略）  （給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。</li> <li>(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</li> <li>(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</li> <li>(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</li> <li>(5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</li> <li>(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</li> <li>(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</li> </ol> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>第4条（略）  （給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。</li> <li>(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</li> <li>(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</li> <li>(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</li> <li>(5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</li> <li>(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</li> <li>(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</li> </ol> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p>